金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ユニバーサル・データ＆ユーロインフォメーションシステムズ
２．住所　東京都中央区日本橋本町４―11―１
３．代表者の氏名　代表取締役　小川　政明
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1984号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社クロワール
２．住所　東京都中央区八丁堀二丁目１番５号
３．代表者の氏名　代表取締役　尾林　幸光
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1994号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社原田武夫国際戦略情報研究所
２．住所　東京都国立市東一丁目４番15号
３．代表者の氏名　代表取締役　原田　武夫
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2040号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社リブラ
２．住所　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号サンシャイン60、45階（旧住所：東京都港区海岸一丁目２番３号汐留芝離宮ビルディング21階）
３．代表者の氏名　代表取締役　三沢　良昭
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2079号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エース・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー
２．住所　東京都港区赤坂四丁目１番１号
３．代表者の氏名　日本における代表者　田中　隆
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2125号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ｙ．Ｆ．Ｒ．株式会社
２．住所　神奈川県横浜市中区花咲町二丁目79番地花咲ビル302
３．代表者の氏名　代表取締役　大島　健之
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1169号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６６３号

千葉県船橋市本郷町402―１サルム103、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目１番８号
債務者　石田　正子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植竹　和弘
４　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午後１時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６４号

千葉県船橋市本郷町402―１サルム103、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目１番８号
債務者　石田　瑞寳
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植竹　和弘
４　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午後１時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３号

神奈川県相模原市大野台２丁目６番14号
債務者　株式会社サガミ
代表者代表取締役　長屋　隆生
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　亜也
４　破産債権の届出期間　平成22年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午後３時10分

横浜地方裁判所相模原支部